

佐賀県公共施設・公共工事県産木材利用推進の基本方針

1 趣旨

県土の約45%を占める森林は、県土の保全や水源のかん養などいろいろな恩恵を我々にもたらしている。

特に、近年は、森林の海に及ぼす影響や炭素固定の面から、ますますその重要性が県民にも認識されつつある。

しかしながら、長引く木材価格の低迷や木材需要の減少等により、林業・木材産業は厳しい状況にあり、このまま推移すると、森林の持つ公益的機能の発揮が危ぶまれる事態となる。

これらを回避するためには、循環利用や再生産が可能な木材の利用を推進することが重要であり、とりわけ、県内で育ち、県内で生産加工された県産木材を利用することは、環境に与える負荷が最も小さいばかりでなく、森林・林業の活性化を通じて、森林の維持、増進に繋がることとなる。

このため、県が行う公共施設・公共工事において、率先して県産木材の利用推進を図るとともに、こうした取組みを関係機関や市町村、ひいては県民まで波及させることを目的としてこの基本方針を定める。

2 基本方針

(1) 公共施設における県産木材利用の推進

県が整備する公共施設については、別表1のとおり目標を定め、別紙1の基準により、法令の規定等により木造にできない場合を除き、県産木材を活用した木造化を推進するものとする。

なお、木造以外の施設にあつては、内装木質化等が可能な床や腰壁等において、積極的に県産木材による木質化を推進するものとする。

(2) 公共工事における県産木材利用の推進

県が行う土木工事については、別表1のとおり目標を定め、別紙2の基準により、県産木材及び木製品を用いた工種・工法を検討し、県産木材の積極的な利用を図るものとする。

(3) 市町村等への県産木材利用の要請

市町村等が行う公共施設・公共工事についても、この基本方針の趣旨を踏まえ、県産木材利用の推進を要請する。

(4) 木材業界や県民への木材利用の推進

県が行う公共施設・公共工事において、品質が確かな県産木材が使用できるように、県では木材関係団体と連携を図りながら、県産木材の供給体制の整備を進める。

また、多くの県民が木造建築物に触れられるよう木造施設のPRに努める。

3 目標

別表1 目標とする県産木材の割合（目標年度：平成23年度）

種 類	県産木材率
公 共 施 設	35%
公 共 工 事	90%

佐賀県公共施設における県産木材使用基準

(目的)

第1 公共施設において、県産木材の利用を推進し、県産木材の需要拡大を図るため、県産木材使用に関する基準を定める。

(用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公共施設」とは、県が事業主体として整備する建築物をいう。
- (2) 「建築」とは、県有施設の新築及び増改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、建築する施設の構造耐力上主要な部分（柱・梁・桁等）を木材で施工することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築する施設の内外装を木材で施工することをいう。
- (5) 原則として、「県産木材」とは、県内の森林から産出され、県内で加工された木材をいう。

(木造化に関する基準)

第3 公共施設の建築にあたっては、法令の規定等により木造にできない場合を除き木造化の対象とする。

(木質化に関する基準)

第4 木造・非木造に関わらず、公共施設の建築においては、施設の内装等の木質化を積極的に図るものとする。

附 則

この基準は、平成16年12月27日から適用する。

この基準は、平成20年10月27日から適用する。

佐賀県公共工事における県産木材使用基準

(目的)

第 1 公共工事において、県産木材の利用を推進し県産木材の需要拡大を図る ため、県産木材使用に関する基準を定める。

(用語の定義)

第 2 この基準に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「公共工事」とは、県が事業主体として行う、道路、公園、土地改良、河川砂防、治山工事等の工事をいう。
- (2) 「木製構造物」とは、公共工事で県産木材を使用した構造物をいう。
- (3) 原則として、「県産木材」とは、県内の森林から産出され、県内で加工された木材をいう。

(木材使用に関する基準)

第 3 公共工事における県産木材の使用工種は次のとおりとする。

- (1) 次の工種は、可能な限り県産木材の利用を図る。
 - ア 柵工
 - イ 階段工
 - ウ 軽量法枠工
 - エ 丸太伏工
 - オ 木製ロープ柵
 - カ 四阿・ベンチ等
 - キ 樹木支柱
 - ク 護岸工
 - ケ 案内板・標識板・その他道標等
 - コ 構造物の基礎等
 - サ 木製残存型枠
 - シ 防護柵
 - ス 歩道板
- (2) (1)以外の工種についても、周囲の景観との調和を図る必要がある箇所や、県産木材利用が有効と思われる箇所には、木製構造物の積極的な利用を図る。

附 則

この基準は、平成 16 年 12 月 27 日から適用する。

この基準は、平成 20 年 10 月 27 日から適用する。